

京丹波町産科受診等支援事業のご案内

京丹波町では、すべての妊婦さんを対象に、初回産科受診料（妊娠の判定に要する費用）の補助を行います。また、保健師等が妊娠中から出産・出産後まで切れ目ない相談支援を行います。

対象者

- ・京丹波町に住所を有し、出産を希望される妊婦
 - ・医療機関と町が連携して支援を行うことに同意される妊婦
- *令和6年4月1日以降に初回受診された方



補助内容

初回産科受診料（*1）の一部または全部（上限10,000円）

1回の妊娠につき1回

（*1：妊娠の判定に要する診察、検査費用であり、妊婦健診は含みません）

申請の流れ

- ①医療機関を受診し、初回産科受診料を支払い、「領収書」、「診療明細書」を受け取ります。
- ②必要な書類（下記）をそろえて、健康推進課に提出します。
- ③町から決定通知が届きます。指定の振り込み口座に振込まれます。
- ④状況に応じて、保健師等が医療機関と連携して支援を行います。

申請に必要な書類等

- ①申請書（妊娠届時にお渡します。）
- ②初回産科受診に要した費用に係る「領収書」「診療明細書」原本
- ③申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証の写し）
- ④金融機関振込先が確認できるもの（通帳の写し等）

*③、④については、「出産応援給付金」の申請と合わせて提出する場合は、「出産応援給付金」申請の添付用と兼ねることも可能です。

お問い合わせ

京丹波町健康福祉部健康推進課 母子保健担当

京都府船井郡京丹波町和田田中6-1（瑞穂保健福祉センター内）

電話 0771-86-1800